

男女平等センター「ブーケ21」をご利用の皆さまへ

令和8年4月1日から

団体登録制度が拡充されます

男女平等センター「ブーケ21」団体登録制度が、もっと利用しやすくなりました！
男女平等社会の実現を目的として活動する団体について、性別を問わず登録できるようになりました。

新たに次のような団体が「構成員の5割以上が女性」という要件を満たさなくても登録できるようになりました。

(例示)

- ・パパの会、子育て世代の交流グループ
- ・地域の防災・ボランティア活動団体 など

団体登録のメリット

- 1 利用申込が2カ月前から可能
- 2 利用料金が7割減額

登録要件

男女平等社会の実現を目指すことを主な目的とし、次のいずれにも該当する団体

- 1 構成員の7割以上が中央区在住・在勤
- 2 構成員が5人以上
- 3 代表者が中央区在住・在勤
- 4 政治活動、宗教活動又は営利活動を行わないこと
- 5 団体の規約(会則)及び活動計画を有すること

※「構成員の5割以上が女性」の要件を満たす団体については、女性の地位向上・社会参加の促進を図るという施設の設置目的の趣旨を踏まえ、社会教育的活動も行えます。

登録方法

以下の書類を受付に提出してください。

- 1 団体登録申請書
- 2 構成員名簿
氏名・性別・住所(在勤の場合は、事業所名・所在地)を記載
- 3 団体の規約(会則)
- 4 登録期間内の活動計画書



申請書やその他書類の参考様式は受付で配布しています。
また、中央区ホームページからダウンロードできます。



中央区ホームページ